

議案第12号関連資料
明石市立ゆりかご園条例及び明石市立知的障害児通園療育施設条例
の一部改正の概要

1 改正の目的

本市では、医療型児童発達支援センターである明石市立ゆりかご園と、福祉型児童発達支援センターである明石市立あおぞら園において、就学前の障害児とその保護者に対する専門的な発達支援を行っています。

本年4月の児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、児童発達支援センターの地域における障害児支援の中核的機能が明確化され、障害種別による福祉型・医療型の類型が一元化されることを受けて、関係する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正する条例の内容

条例名	改正内容
明石市立ゆりかご園条例	○「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める ○「保護者又は付添人とともに通園バス等による通所が可能なもの」を削除する
明石市立知的障害児通園療育施設条例	○条例名を「明石市立あおぞら園・きらきら条例」に改める ○「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める
ふれあいプラザあかし西条例	○「知的障害児」を「障害児」に改める

3 児童発達支援センターの機能強化

児童発達支援センターに求められる中核的役割として、以下の機能強化を図ります。

(1) 高度な専門性に基づく発達支援・家族支援

両施設の専門性を活かし、民間事業所では対応困難な重度重複障害児や医療的ケア児の受け入れをさらに進めるとともに、こども局、福祉局、教育委員会等の庁内関係課や医療機関等との連携を強化し、一体的な支援体制を整えます。

また、これまで取り組んでいる保護者を対象とした学習会や交流会の開催、きょうだい児への支援、卒園児への相談支援など、地域のニーズに応じた事業を一層充実させ、卒園後も見据えた家族全体への支援を提供します。

(2) 地域の障害児支援の質の向上とインクルージョンの推進

どの地域でも一定水準以上の療育が受けられるよう、障害児通所支援事業所への巡回支援事業として、支援内容に関する専門的な助言を行い、市全体の療育の質の向上を図ります。

さらに、障害児が地域の保育所等で健常児とともに過ごし適切な理解と支援を得られるよう、保育所等訪問支援事業を推進し、地域との交流や移行を進めるとともに、保育所等の支援者への研修や、地域への障害理解の啓発等を行います。

4 施行期日

令和6年4月1日